

条例制定

個人番号を利用できる 町独自事務を規定

国見町個人番号の利
用及び特定個人情報
の提供に関する条例

(要旨) 番号法に基づき、個人番号を町独自に利用できる事務について、同一地方公共団体の機関間(町と教育委員会)で連携できる事務を規定するもの。
(反対1、賛成10で可決)

個人情報保護の

安全性はどの程度か

問

(浅野富男議員)

情報漏れが一番心配されるが、どこまで安全性が確保されるのか。町としての対応は。

総務課長

特定個人情報を保護する条例で町職員

の責務や取扱いについてセキュリティを守る規定が

されており、それを完全に履行することで安全対策をしていきたい。

企画情報課長

システム面で

ネットと個人情報のシステムの分離を徹底し、システムから漏れない、ウイルスなどが入っても情報を外へ出さないようシステムの構成を考えている。

討論

反対討論

(浅野富男議員)

セキュリティに完全なものはないと言えることから、国民監視を

強め、中小業者の営業を困難にするマイナンバー制度の実施を延期し、マイナンバーの利用拡大は取りやめるべきである。

賛成討論

(佐藤定男議員)

マイナンバー制度には不安も報道されているが、国の施策として進められ、今後の情報化社会の中では必要なものである。

空家の影響を考え 生活環境の保全を

国見町空家等の適正
管理及び利用促進に
関する条例

(要旨) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、町民の生命、身体または財産を保護するとともに

にその生活環境の保全を図るために制定する。あわせて、空家等の活用を促進するため、施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として定めるもの。
(全員賛成で可決)

空家対策協議会の 設立時期は

問

(渡辺勝弘議員)

空家対策協議会はいつ頃に設立をして、いつごろから動き出すのか。

建設課長

現時点では、検討

委員会で空家等対策計画の素案作りをしている。計画を最終的に協議会に諮問するので、早ければ1月下旬から2月中旬に協議会を開催したい。

建物と土地の所有者が 違う場合の代執行は

問

(村上正勝議員)

土地と建物の所有者が別で、事情があつて持

ち主が解体できない場合は、町で代執行できるか。
建設課長 原則は当事者間の解決であり、町の代執行は大変慎重に判断をせざるを得ないと考えている。

公共の場への防犯 カメラ設置等を規定

国見町防犯カメラの
設置及び運用に関する
条例

(要旨) 公共の場所での防犯カメラの適正な設置および運用に関して定めることで、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するとともに、町民等の権利利益を保護することを目的として定めるもの。
(全員賛成で可決)

プライバシー 保護への対応は

問

(渡辺勝弘議員)

防犯カメラの設置で抑止力がアップする反面、プライバシーの侵害の部分が大きくなると思うが、どう対応するのか。

建設課長

個人のプライバシーを一番重要に考えている。条例がなければ、道路など町の土地の占用が氾濫する可能性があり、一定のガイドラインを作る必要性から条例を提案した。設置の基準について、録画をすると個人情報や蓄積することになり、きちんと制御をかける必要があると考えており、違反があれば勧告をする。

違反による勧告に従わない場合の対処は

問

(浅野富男議員)

個人が特定されることもあると思うが、違反による勧告に従わない場合

はどのように対処するのか。

建設課長

条例に基づいては勧告となるが、一方で道路法に基づく道路占用の問題があるので、そちらで撤去をし許可の更新はしないことになる。

いじめ調査の附属 機関の設置を定める

国見町子どもの いじめ防止条例

(要旨) いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、子どもへのいじめを防止し、町、学校等、保護者、町民および事業所等の責務を明らかにするとともに、いじめが発生した場合の調査を実施する附属機関を設置するもの。(全員賛成で可決)

改めて条例を 制定する理由は

問

(佐藤定男議員)

以前からのいじめ

防止対策推進法による体制で十分ではないかと思っているが、改めて条例を制定する理由は。

教育長

いじめ防止の施策を行う意味では今までと同じだが、推進法で調査に関わる権限について、地方自治法でも附属機関の設置について「条例の定めによる」との規定があることから、法的な根拠を与えるため、今回条例を制定するものである。

条例改正

地域の実情に応じた 猶予制度へ

町税条例等の一部改正

(要旨) 地方税法の一部改正にもない、猶予制度に関する規定について、地域の実情に応じて一定の事項を条例へ委任することが新たに定められたため、改正する。(全員賛成で可決)

その他

道の駅本体建設 工事へ

工事請負契約

(要旨) 道の駅建設第1回工事について、条件付き一般競争入札により13億140万円で「株式会社晃(ひかり)建設」と契約するもの。(全員賛成で可決)

建物全般の 契約なのか

問

(佐藤定男議員)

今回の契約は建物全般に関わるものなのか、一部は計画として残るのか伺う。

建設課長

建物全般ではなく、「活力あるプロ

ジェクト事業」の部分については別途随意契約となる。

建設工事はいつまでか

問

(阿部泰藏議員)

道の駅建設工事はいつまで行われるのか。最終的には、平成29年2月頃を設定したいと考えている。



工事の無事を祈ってくわ入れの儀
(道の駅建設工事安全祈願祭)